

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき、学長が定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

(条件)

- ①過去5年間に500床以上の病床数を有する医療機関の患者給食業務の委託を36ヶ月以上継続して行った実績を有すること。
(なお、本学病院における実績については、証明書類の提出は不要とする。)
- ②過去3年間に契約辞退又は契約解除等の事実がない者であること。
- ③賠償責任保険に加入している者であること。
- ④業務代行保証人は「社団法人 日本メディカル給食協会」又は競争加入者等と同等の資格(2.競争参加資格)を有する者であること。